

約款 新旧対照表

8) 『ドメインサービス約款』

※表中「旧約款表記」内青文字部を「新約款表記」赤文字へ変更

該当箇所	旧約款表記	新約款表記	内容
第2条(用語の定義)	第2条(用語の定義) 1. 「ICANN」とは、インターネット上で利用されるIPアドレス、ドメイン名、ポート番号等のアドレス資源の標準化や割当を行う組織であるThe Internet Corporation for Assigned Names and Numbersを指します。 2. 「レジストリ」とは、ICANNから認定を受けて特定のドメインにつきドメイン名のデータベースを管理する別表に記載の組織を指します。 3. 「レジストラ」とは、ICANNから認定を受けて特定のドメインにつきドメイン名の登録を希望する者からドメイン名の登録申請を受け付け、ドメイン名のデータベースへの登録を行う別表に記載の組織を指します。 4. 「上位組織」とは、ICANN、レジストリ、レジストラの総称です。 5. 「ポリシー等」とは、各上位組織が随時策定または変更するドメイン名に関するポリシー、方針、規則、手続、条件その他の取り決めを指します。 6. 「Whoisデータベース」とは、ICANNのポリシー等に基づきインターネット上で公開されるドメイン名登録者のデータベースを指します。	第2条(用語の定義) 1. 「ICANN」とは、インターネット上で利用されるIPアドレス、ドメイン名、ポート番号等のアドレス資源の標準化や割当を行う組織であるThe Internet Corporation for Assigned Names and Numbersを指します。 2. 「レジストリ」とは、ICANNから認定を受けて特定のドメインにつきドメイン名のデータベースを管理する別紙に記載の組織を指します。 3. 「レジストラ」とは、ICANNから認定を受けて特定のドメインにつきドメイン名の登録を希望する者からドメイン名の登録申請を受け付け、ドメイン名のデータベースへの登録を行う別紙に記載の組織を指します。 4. 「上位組織」とは、ICANN、レジストリ、レジストラの総称です。 5. 「ポリシー等」とは、各上位組織が随時策定または変更するドメイン名に関するポリシー、方針、規則、手続、条件その他の取り決めを指します。 6. 「Whoisデータベース」とは、ICANNのポリシー等に基づきインターネット上で公開されるドメイン名登録者のデータベースを指します。	・用語定義のため、記載を修正します。
第4条(サービス内容)	第4条(サービス内容) 1. 基本サービスは、レジストリまたはレジストラに対する、ドメイン名のデータベースへの新規登録、登録事項の変更、登録の更新等の申請もしくは届出、またはドメイン名の移管に関する諸手続(以下、併せて「登録申請等」といいます)を、当社が、新規登録を希望する者(以下、「登録希望者」といいます)または利用者に代わって行うサービスです。 2. 基本サービスの対象のドメイン名は、次の各号に定めるとおりです。 i. jpドメイン ii. .com.net.org.info.biz その他、当社ホームページにおいて取扱うトップレベルドメイン 3. 前項第1号に定めるjpドメインとは、以下の各号のドメイン名を指すものとします。 i. 株式会社日本レジストリサービス(以下「JPRS」といいます)の定める「汎用JPドメイン名登録等に関する規則」( <a href="http://jprs.jp/doc/rule/rule-wideusejp.html">http://jprs.jp/doc/rule/rule-wideusejp.html</a> )第3条にいう「汎用JPドメイン名」 ii. JPRSの定める「属性型(組織種別型)・地域型JPドメイン名登録等に関する規則」( <a href="http://jprs.jp/doc/rule/rule.html">http://jprs.jp/doc/rule/rule.html</a> )第3条にいう「属性型地域型JPドメイン名」のうち.co.jp,.ed.jp,.gr.jp,.ac.jp,.or.jp,.ne.jpドメイン	第4条(サービス内容) 1. 基本サービスは、レジストリまたはレジストラに対する、ドメイン名のデータベースへの新規登録、登録事項の変更、登録の更新等の申請もしくは届出、またはドメイン名の移管に関する諸手続(以下、併せて「登録申請等」といいます)を、当社が、新規登録を希望する者(以下、「登録希望者」といいます)または利用者に代わって行うサービスです。 2. 基本サービスの対象のドメイン名は、次の各号に定めるとおりです。 i. jpドメイン ii. .com.net.org.info.biz その他、当社ホームページにおいて取扱うトップレベルドメイン 3. 前項第1号に定めるjpドメインとは、以下の各号のドメイン名を指すものとします。 i. 株式会社日本レジストリサービス(以下「JPRS」といいます)の定める「汎用JPドメイン名登録等に関する規則」(以下、「汎用JPドメイン名登録等に関する規則」といいます)第3条にいう「汎用JPドメイン名」 ii. JPRSの定める「属性型(組織種別型)・地域型JPドメイン名登録等に関する規則」(以下、「属性型(組織種別型)・地域型JPドメイン名登録等に関する規則」といいます)第3条にいう「属性型地域型JPドメイン名」のうち.co.jp,.ed.jp,.gr.jp,.ac.jp,.or.jp,.ne.jpドメイン	・用語定義のため、記載を修正します。 ・約款からのURL記載について削除します。
第9条(料金)	第9条(料金) 1. 登録希望者および利用者は、料金を、当社の定める支払期限までに当社に支払うものとします。なお、登録の更新の場合は、料金の支払期限は、第14条第1項に定める登録期間が満了する月の前月末日または前々月末日、登録情報変更の場合は当該作業申込みを当社が受理した日(以下、「登録受理日」といいます)の翌月末日または翌々月末日のうち、当社が別途指定する日とします。 2. 基本サービスでは、料金を日割で精算することはありません。	第9条(料金) 1. 登録希望者および利用者は、料金を、当社の定める支払期限までに当社に支払うものとします。 2. 第14条第2項による、利用者が利用するドメイン名の更新については、更新費用が生じます。ドメイン名の更新を希望する利用者は第14条第1項に定める登録期間が満了する月の前月末日または前々月末日のうち、当社が別途指定する日までに、当社の定める料金を当社に支払うものとします。 3. ドメイン名の登録情報変更を希望する利用者は、当該作業申込みを当社が受理した日(以下、「登録受理日」といいます)の翌月末日または翌々月末日のうち、当社が別途指定する日までに、当社の定める料金を当社に支払うものとします。 4. 基本サービスでは、料金を日割で精算することはありません。	第1項を1項〜3項に分割し、ドメインの更新を行う際に更新費用が発生することが明確となるよう、表現を調整します。
第14条(登録期間、解約および更新)	第14条(登録期間、解約および更新) 1. 基本サービスにより登録されたドメイン名の登録期間(以下、「登録期間」といいます)は、当社を通じて上位組織によりドメイン名が登録され、または当社へのドメイン登録業者変更により、当社にその事実が記録された日(以下、「契約開始日」といいます)から起算して、1年間とします。 2. 当社は、当社所定の期限までに、当社の定める方法による利用者から利用契約解除の申請がなければ、基本サービスの契約期間を更新するものとします。ただし、第9条第1項に定める支払期限までに料金の支払いが確認できない場合は、基本サービスにより登録されたドメイン名を廃止する手続をとるものとします。 3. 利用者は、当社に対し、当社ホームページに記載する日までに通知することにより、当社ホームページに記載する日をもって利用契約を解約することができます。	第14条(登録期間、解約および更新) 1. 基本サービスにより登録されたドメイン名の登録期間(以下、「登録期間」といいます)は、当社を通じて上位組織によりドメイン名が登録され、または当社へのドメイン登録業者変更により、当社にその事実が記録された日(以下、「契約開始日」といいます)から起算して、1年間とします。 2. 当社は、当社所定の期限までに、当社の定める方法による利用者から利用契約解除の申請がなければ、基本サービスの契約期間を更新するものとします。ただし、第9条第2項に定める支払期限までに料金の支払いが確認できない場合は、基本サービスにより登録されたドメイン名を廃止する手続をとるものとします。 3. 利用者は、当社に対し、サービスページ(基本約款第2条第2項に定義するページをいいます。以下同じ)に記載する日までに通知することにより、サービスページに記載する日をもって利用契約を解約することができます。	・第9条の調整に伴い、参照条項数の記載を修正します。 ・用語定義を明確とするため、記載を修正します。
第15条(資格)	第1節 汎用JPドメイン、属性型JPドメイン 第15条(資格) 1. jpドメインの登録資格を有する者は、以下のとおりとします。 i. 汎用JPドメイン: JPRSの定める「汎用JPドメイン名登録等に関する規則」( <a href="http://jprs.jp/doc/rule/rule-wideusejp.html">http://jprs.jp/doc/rule/rule-wideusejp.html</a> )第9条の要件を満たす者 ii. 属性型JPドメイン: JPRSの定める「属性型(組織種別型)・地域型JPドメイン名登録等に関する規則」( <a href="http://jprs.jp/doc/rule/rule.html">http://jprs.jp/doc/rule/rule.html</a> )別紙1「属性型地域型JPドメイン名の種類」記載の要件を満たし、かつ本ドメイン約款、その他約款および各オプション約款以外のサービス別約款に規定される基本サービスを利用している者	第1節 汎用JPドメイン、属性型JPドメイン 第15条(資格) 1. jpドメインの登録資格を有する者は、以下のとおりとします。 i. 汎用JPドメイン: 汎用JPドメイン名登録等に関する規則」第9条の要件を満たす者 ii. 属性型JPドメイン: 「属性型(組織種別型)・地域型JPドメイン名登録等に関する規則」別紙1「属性型地域型JPドメイン名の種類」記載の要件を満たし、かつ本ドメイン約款、その他約款および各オプション約款以外のサービス別約款に規定される基本サービスを利用している者	・第4条の用語定義の修正に基づき、記載を修正します。 ・約款からのURL記載について削除します。
第16条(登録可能なドメインの個数)	第16条(登録可能なドメインの個数) 1. 汎用JPドメインについては、その登録可能な個数に制限はないものとします。 2. 属性型JPドメインについては、1組織につき1個のドメイン名まで登録可能なものとします。ただし、「属性型(組織種別型)・地域型JPドメイン名登録等に関する規則」( <a href="http://jprs.jp/doc/rule/rule.html">http://jprs.jp/doc/rule/rule.html</a> )第9条第2項各号のいずれかに該当する場合については、その登録可能な個数に制限はないものとします。	第16条(登録可能なドメインの個数) 1. 汎用JPドメインについては、その登録可能な個数に制限はないものとします。 2. 属性型JPドメインについては、1組織につき1個のドメイン名まで登録可能なものとします。ただし、「属性型(組織種別型)・地域型JPドメイン名登録等に関する規則」第9条第2項各号のいずれかに該当する場合については、その登録可能な個数に制限はないものとします。	・約款からのURL記載について削除します。
第18条(属性型JPドメインの仮登録)	第18条(属性型JPドメインの仮登録) 1. 利用者は、「属性型(組織種別型)・地域型JPドメイン名登録等に関する規則」( <a href="http://jprs.jp/doc/rule/rule.html">http://jprs.jp/doc/rule/rule.html</a> )別紙1「属性型地域型JPドメイン名の種類」記載の要件である法人その他の組織の設立前であっても、属性型JPドメインの仮登録を当社に申請することができます。 2. 前項の申請により仮登録された属性型JPドメインの登録期間は、第14条第1項の定めにかかわらず、契約開始日から起算して6ヶ月間とします。 3. 第1項により仮登録された属性型JPドメインは、次案に定める手続きが完了するまでの間、ドメイン名の変更および移転の手続きを行えないものとします。	第18条(属性型JPドメインの仮登録) 1. 利用者は、「属性型(組織種別型)・地域型JPドメイン名登録等に関する規則」別紙1「属性型地域型JPドメイン名の種類」記載の要件である法人その他の組織の設立前であっても、属性型JPドメインの仮登録を当社に申請することができます。 2. 前項の申請により仮登録された属性型JPドメインの登録期間は、第14条第1項の定めにかかわらず、契約開始日から起算して6ヶ月間とします。 3. 第1項により仮登録された属性型JPドメインは、次案に定める手続きが完了するまでの間、ドメイン名の変更および移転の手続きを行えないものとします。	・約款からのURL記載について削除します。
第19条(仮登録された属性型JPドメインの本登録)	第19条(仮登録された属性型JPドメインの本登録) 1. 利用者は、前条第1項により仮登録された属性型JPドメインに関し、前条第2項に定める期間内に、「属性型(組織種別型)・地域型JPドメイン名登録等に関する規則」( <a href="http://jprs.jp/doc/rule/rule.html">http://jprs.jp/doc/rule/rule.html</a> )別紙1の3「仮登録ドメイン名の申請者の定義および添付書類」記載の本登録申請手続きにおける添付書類を当社へ提出することで、仮登録を行った属性型JPドメインの本登録を申請することができます。 2. 前項により本登録が行われた属性型JPドメインの登録期間は、前条第2項に定める登録期間満了の日からさらに6ヶ月間延長されるものと、以後、更新の都度1年間延長されるものとします。	第19条(仮登録された属性型JPドメインの本登録) 1. 利用者は、前条第1項により仮登録された属性型JPドメインに関し、前条第2項に定める期間内に、「属性型(組織種別型)・地域型JPドメイン名登録等に関する規則」別紙1の3「仮登録ドメイン名の申請者の定義および添付書類」記載の本登録申請手続きにおける添付書類を当社へ提出することで、仮登録を行った属性型JPドメインの本登録を申請することができます。 2. 前項により本登録が行われた属性型JPドメインの登録期間は、前条第2項に定める登録期間満了の日からさらに6ヶ月間延長されるものと、以後、更新の都度1年間延長されるものとします。	・約款からのURL記載について削除します。
第21条(紛争処理方針)	第21条(紛争処理方針) 1. jpドメイン名の紛争処理については、社団法人日本ネットワークインフォメーションセンターの定めた「JPドメイン名紛争処理方針」( <a href="http://www.nic.ad.jp/doc/jpnic-01060.html">http://www.nic.ad.jp/doc/jpnic-01060.html</a> )に従うものとし、当社は、特に定めがない限り、特段対応を行いません。	第21条(紛争処理方針) 1. jpドメイン名の紛争処理については、一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンターの定めた「JPドメイン名紛争処理方針」に従うものとし、当社は、特に定めがない限り、特段対応を行いません。	・約款からのURL記載について削除します。
第22条(紛争処理方針)	第2節 .comドメイン、.netドメイン、.orgドメイン、.infoドメイン 第22条(紛争処理方針) 1. .comドメイン、.netドメイン、.orgドメイン、.infoドメインの各ドメイン名の利用者は、ドメイン名の紛争処理については、ICANNの定めた「統一ドメイン名紛争処理方針」(Uniform Domain-Name Dispute-Resolution Policy ( <a href="http://www.icann.org/en/udrp/udrp.htm">http://www.icann.org/en/udrp/udrp.htm</a> ))、以下「UDRP」といいます)に従うものとし、当社は、特に定めがない限り、特段対応を行いません。	第2節 .comドメイン、.netドメイン、.orgドメイン、.infoドメイン 第22条(紛争処理方針) 1. .comドメイン、.netドメイン、.orgドメイン、.infoドメインの各ドメイン名の利用者は、ドメイン名の紛争処理については、ICANNの定めた「統一ドメイン名紛争処理方針」(Uniform Domain-Name Dispute-Resolution Policy、以下、「UDRP」といいます)に従うものとし、当社は、特に定めがない限り、特段対応を行いません。	・約款からのURL記載について削除します。
第25条(紛争処理方針)	第25条(紛争処理方針) 1. .bizドメインの申請者は、ドメイン名の紛争処理については、UDRPおよび制限紛争解決ポリシー(Restrictions Dispute Resolution Policy ( <a href="http://www.icann.org/en/udrp/rdrp-policy.html">http://www.icann.org/en/udrp/rdrp-policy.html</a> ))、以下「RDRP」といいます)に従うものとし、当社は、特に定めがない限り、特段対応を行いません。	第25条(紛争処理方針) 1. .bizドメインの申請者は、ドメイン名の紛争処理については、UDRPおよび制限紛争解決ポリシー(Restrictions Dispute Resolution Policy、以下「RDRP」といいます)に従うものとし、当社は、特に定めがない限り、特段対応を行いません。	・約款からのURL記載について削除します。
附則第1条(適用開始)	附則第1条(適用開始) この約款は、平成24年4月11日から適用されたドメインサービス約款を改正したものであり、基本約款第4条に基づき、平成25年7月17日より適用されます。	附則第1条(適用開始) この約款は、平成25年7月17日から適用されたドメインサービス約款を改正したものであり、基本約款第4条に基づき、平成26年4月1日より適用されます。	本改定にともなう適用日の変更をおこないます。
別表(上位組織および紛争処理方針)	別表(上位組織および紛争処理方針) ドメイン   レジストリ   レジストラ   紛争処理方針 jp .co.jp .ed.jp .gr.jp .ac.jp .or.jp .ne.jp   JPRS ( <a href="http://jprs.jp/">http://jprs.jp/</a> )   —   ・JPドメイン名紛争処理方針 ( <a href="http://www.nic.ad.jp/doc/jpnic-01060.html">http://www.nic.ad.jp/doc/jpnic-01060.html</a> ) .com .net   VeriSign, Inc ( <a href="http://www.verisign.com/domain-name-services/index.html">http://www.verisign.com/domain-name-services/index.html</a> )   NSI ( <a href="http://www.networksolutions.com/">http://www.networksolutions.com/</a> ) Melbourne IT ( <a href="http://www.melbourneit.com.au/">http://www.melbourneit.com.au/</a> )   ・UDRP ( <a href="http://www.icann.org/en/udrp/udrp-policy-24oct99.htm">http://www.icann.org/en/udrp/udrp-policy-24oct99.htm</a> ) .org   Public Interest Registry ( <a href="http://www.pir.org/">http://www.pir.org/</a> )   —   ・UDRP .info   Afilias Limited ( <a href="http://www.afilias.info/">http://www.afilias.info/</a> )   —   ・UDRP .biz   Neustar, Inc. ( <a href="http://www.neustarregistry.biz/">http://www.neustarregistry.biz/</a> )   Melbourne IT   ・UDRP ・RDRP ( <a href="http://www.icann.org/tds/agreements/biz/registry-agmt-app1-18apr01.htm">http://www.icann.org/tds/agreements/biz/registry-agmt-app1-18apr01.htm</a> )	別紙(上位組織および紛争処理方針) 1. jp .co.jp .ed.jp .gr.jp .ac.jp .or.jp .ne.jp 上位組織名: JPRS(レジストリ) 紛争処理方針: JPドメイン名紛争処理方針 2. .com .net 上位組織名: VeriSign, Inc(レジストリ) Melbourne IT(レジストラ) 紛争処理方針: UDRP 3. .org 上位組織名: Public Interest Registry(レジストリ) Melbourne IT(レジストラ) 紛争処理方針: UDRP 4. .info 上位組織名: Afilias Limited(レジストリ) Melbourne IT(レジストラ) 紛争処理方針: UDRP 5. .biz 上位組織名: Neustar, Inc.(レジストリ) Melbourne IT(レジストラ) 紛争処理方針: UDRP RDRP	・表組による記載を廃止します。 ・約款からのURL記載について削除します。 ・NSIをレジストラとするドメインの提供が無いため、NSIの記載を削除します。